

定 款

埼玉県飯能市大字新光 1 番地 1

マミヤ・オーピー株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、マミヤ・オーピー株式会社と称し、英文ではMAMIYA-OP CO., LTDと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 釣用リールならびに釣漁具の製造販売。
2. 光学および電子工学機械器具の製造販売。
3. 各種電子および電気機械器具ならびに通信機器の製造販売。
4. スポーツ用品の製造販売。
5. 医療用機器の製造販売。
6. コンピュータソフトの開発および関連機材の製作・販売。
7. 自律走行システムの開発、製造、販売ならびにその適用機の販売。
8. 日用雑貨品、玩具および遊戯機器の販売。
9. 建築資材、インテリア用品の販売。
10. 強化プラスチックならびに応用製品の製造販売。
11. 観光、娯楽、スポーツ施設に関する事業。
12. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、利用および当該事業に係る投資、コンサルティング。
13. 貸スタジオおよび写真機材の賃貸業。
14. 旅行の斡旋事業。
15. 遊技機およびゲーム機ならびにその周辺機器の開発、製造、販売及び輸出入業。
16. 技術開発、検証等業務の請負およびこれらの業務に係る労働者派遣事業。
17. 環境保全および衛生に係る各種製品の開発、製造、販売および賃貸借ならびに当該事業に係る投資、コンサルティング。
18. 再生可能エネルギーに係る各種製品の開発、製造、販売および賃貸借ならびに当該事業に係る投資、コンサルティング。
19. 古物営業法に基づく古物の売買等
20. 各種の法人および事業等に対する技術援助、経営指導、業務受託ならびに投資および出資等
21. 金銭の貸付、融資、保証および債権買取り等を含む信用供与
22. 前各号に附帯または関連する物品の製造販売および輸出入業。
23. 前号に附帯または関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を埼玉県飯能市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故そのほかやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 1,500 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社は取締役 3 名以上を置く。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当社は監査役 3 名以上を置く。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上

(昭和 39 年 8 月 5 日変更)

(昭和 40 年 8 月 17 日変更)

(昭和 42 年 8 月 18 日変更)

(昭和 43 年 8 月 16 日変更)

(昭和44年 8月13日変更)
(昭和47年 8月17日変更)
(昭和50年 8月19日変更)
(昭和51年 9月18日変更)
(昭和54年12月21日変更)
(昭和57年12月23日変更)
(昭和60年12月20日変更)
(平成 4年 6月26日変更)
(平成 4年12月18日変更)
(平成 6年 6月29日変更)
(平成14年 6月27日変更)
(平成15年 6月27日変更)
(平成18年 6月29日変更)
(平成20年 6月27日変更)
(平成21年 6月26日変更)
(平成27年 6月26日変更)
(平成28年 6月29日変更)
(平成30年 6月28日変更)
(令和 元年 6月27日変更)
(令和 4年 6月29日変更)
(令和 5年 6月29日変更)
(令和 7年 6月26日変更)